

日本郵便の紙のリサイクル利用規約

第1条（総則）

- 1 日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）がゆうパックについて提供する機密文書溶解サービス（第3条に定めるサービスをいい、以下「本サービス」といいます。）について、本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）は、あらかじめ日本郵便の紙のリサイクル利用規約（以下「本規約」といいます。）に同意したものとみなします。
- 2 本規約及びゆうパック約款等に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 3 当社は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。
- 4 当社は、本規約を随時変更ができるものとします。変更する内容は、当社のホームページ上に公表し、又は書面その他の媒体により利用者に通知することにより、その効力を生ずるものとし、本規約変更後の利用者による本サービスの利用をもって、変更後の本規約が適用されるものとします。
- 5 本規約の規定とゆうパック約款等の規定の間に相違がある場合は、本規約に特別の定めのない限り、本規約の規定を優先して適用するものとします。

第2条（語句の定義）

本規約において使用する用語は、本規約において定義するものを除き、関係法令（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）並びにこれらに基づく命令をいいます。以下同じとします。）において使用する用語の例によるほか、次の用語については、それぞれ次の意味で使用します。

用語	意味
機密文書	利用者が排出する文書であって、収納禁止物品以外のもの
収納禁止物品	新聞紙、雑誌、トレーシングペーパーその他の文書以外のもの、記憶媒体（FD、CD等）その他紙以外の材質のもの
専用箱	機密文書を収納するための当社所定の本サービス専用の箱
専用キット	組み立てることで専用箱となるダンボール5枚、専用ラベルその他本サービスの利用に必要な物品をセットにしたもの
機密文書箱	利用者が本サービスを利用するに当たり、機密文書を当社所定の方法で専用箱に収納し、梱包したもの
専用ラベル	当社所定の本サービス専用のゆうパックラベル
指定溶解工場	当社が指定する溶解処理及び紙資源再生の設備を有する溶解処理工場
溶解完了証明書	本サービスにより専用箱の溶解処理が完了したとき、その事実を証するため、当社から利用者に交付する書面
ゆうパック約款	当社が定めたゆうパック約款（運賃料金表を含みます。）
ゆうパック	ゆうパック約款の規定を適用する荷物
運送特約	ゆうパック約款の規定に基づき利用者と当社との間で締結した特約（割引をした運賃又は料金を含み、本規約及び本規約に附属するものを除く。）
ゆうパック約款等	ゆうパック約款及び運送特約

第3条（本サービス内容）

- 1 当社は、利用者が次条及び第6条並びにゆうパック約款等に定めるところによりゆうパックとして差し出した機密文書箱を指定溶解工場に引き渡し、当日中に溶解処理します（溶解設備の故障その他の当日中に溶解処理できない事象が発生した場合は、当該事象が解消次第、速やかに溶解処理します。）。

- 2 当社は、前項により機密文書箱の溶解処理が完了したことを証するため、当社所定の方法により、溶解完了証明書を利用者に発行します。

第4条（利用条件）

- 1 利用者は、日本法に基づく法人格を備えている法人又は所得税法第229条に基づき個人事業の開業に係る届出書を税務署長に提出した個人事業主であって、当社との有効な料金後納契約を締結している者に限ります。
- 2 本サービスの対象となるゆうパックは、次に掲げる条件を満たすものとします。
 - (1) 専用箱及び専用ラベルを使用して差し出されるものであること。
 - (2) 運賃及び料金その他運送に関する費用（以下「運賃等」といいます。）の支払方法を後納（運賃等を後納とする計器別納を除きます。）とするものであること。※1
 - (3) 当社が承認した郵便局に差し出すものであること。※2※1 着払とすることはできません。
※2 当社が承認していない郵便局（簡易郵便局を含みます。）及びゆうパック取扱所（コンビニエンスストアを含みます。）に差し出すことはできません。
- 3 前項のゆうパックは、荷送人を利用者とし、また荷受人を指定溶解工場として差し出されるものとします。

第5条（利用の申込み等）

- 1 本サービスを新たに利用しようとする者（以下この条において「利用申込者」といいます。）は、当社所定の利用申込書（以下「申込書」といいます。）を最寄りの集配を受け持つ郵便局又は当社が指定する社員に提出することにより、本サービスの利用を申し込んでいただきます。この場合において、当社は、申込書の不備があったときは、本サービスの利用開始を延期することがあります。
- 2 本サービスの利用契約（以下単に「利用契約」といいます。）は、前項の規定による申込みを当社が承諾したときにゆうパック約款の規定により当社が申込みに応じたゆうパック約款の特約として成立するものとします。
- 3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の規定による申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 利用申込者が、第18条第2項各号のいずれかに該当し、若しくは報道等により該当する蓋然性が高いと当社が認め、又は虚偽の事実を申告したとき。
 - (2) 利用申込者が過去に当社との契約につき、利用申込者の責に帰すべき事由により当社から解約されたことがあるとき。
 - (3) 利用者としての地位の第三者に対する譲渡若しくは貸与、又は第三者の代理人としての本サービスの利用を意図しているとき。
 - (4) 本規約に定める本サービスの利用条件に適合しないとき。
 - (5) 当社の業務の遂行上又は技術上の支障があるとき。
 - (6) その他当社が不相当と認めたとき。
- 4 前項の規定により、第1項の規定による申込みを拒んだ場合には、当社は、利用申込者に対しその理由を開示する義務を負わないものとし、利用申込者は、これをあらかじめ承諾していただきます。

第6条（利用方法）

- 1 利用者は、当社所定の方法により専用キットの送付を依頼します。
- 2 利用者は、次のとおり本サービスの利用に係るゆうパックをゆうパック約款等に基づき差し出します。
 - (1) 機密文書を専用箱に収納します。
 - (2) 専用ラベルの記載事項に誤りがないか確認します。
 - (3) 専用箱を梱包し、封印シールにより封印した後、専用箱の署名欄に署名します。
- 3 本サービスの利用に関するゆうパックの重量は、1個当たり25kg以内とします。ただし、本項の規程と運送特

約に規定する荷物の重量の制限が相違する場合には、運送特約の定めるところによるものとします。

- 4 利用者は、機密文書箱に収納禁止物品を収納しないものとします。ただし、クリップ、ホチキス、紙ファイル、とじ紐についてはこの限りではありません。
- 5 ゆうパック約款第5条の規定は、収納禁止物品が機密文書箱に収納されている疑いがあるときについて準用します。
- 6 当社は、ゆうパック約款第7条の規定にかかわらず、収納禁止物品が機密文書箱に収納されている場合は、運送の引受けを拒絶することがあります。
- 7 ゆうパック約款第15条及び第16条の規定は、収納禁止物品が機密文書箱に収納されていることを当社が運送の途上で知ったときについて準用します。
- 8 当社は、ゆうパック約款第7条第1項第7号イの規定にかかわらず、複数の個人情報を含む文書を機密文書箱の内容とする場合であっても引受けを拒絶しないものとします。

第7条（所有権の移転）

- 1 指定溶解工場に引き渡された機密文書箱の所有権は、利用者に留保されるものとします。
- 2 利用者は、機密文書箱の溶解処理が完了したとき、それにより生じる紙資源についての所有権が当社に帰属することを異議なく承認するものとします。

第8条（引渡しを行う日）

ゆうパック約款第11条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる日が指定溶解工場の非営業日である場合は、原則として指定溶解工場の翌営業日に引き渡します。

第9条（検査等）

- 1 当社が指定溶解工場に引き渡した機密文書箱に収納禁止物品が収納若しくは混入され、又はその他の事由により指定溶解工場の溶解設備に悪影響を及ぼすおそれがあると当社又は指定溶解工場が認める場合は、当社又は指定溶解工場は、利用者の同意を得た上で、当該機密文書箱を開梱し検査することができるものとします。
- 2 前項の規定に該当する場合であって、当該機密文書箱を開梱できない場合又は検査の結果溶解することができないと当社若しくは指定溶解工場が認めた場合は、遅滞なく利用者に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 3 前項の規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要する費用は、利用者の負担とします。

第10条（溶解完了証明書の発行）

- 1 当社は、本サービスにより機密文書箱の溶解が完了したことを証するために、当該月ごとに、当該月の翌月5営業日までに利用者が申込書で指定したメールアドレス宛に電子データで溶解完了証明書を送付します。
- 2 当社は、機密文書箱の溶解完了日から1年間に限り、当該機密文書箱の溶解に係る溶解完了証明書を再発行するものとします。

第11条（運賃等及び手数料）

- 1 本サービスの利用に係る手数料（以下単に「手数料」といいます。）は、機密文書箱1箱につき1,000円（税抜）とします。
- 2 手数料には、溶解手数料及び溶解完了証明書発行手数料を含みます。
- 3 ゆうパックの運送に関する運賃等は、ゆうパック約款等に定めるところによります。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、当社は、書面により手数料又はゆうパックの運送に関する運賃等を定めることがあります。この場合においては、当該書面の定めを本規約又はゆうパック約款等の定め優先して適用

します。

第12条（支払方法等）

- 1 手数料の支払方法、支払期日その他詳細（以下「支払方法等」といいます。）については、本規約の規定によるほか、料金後納契約に定めるところによるものとします。
- 2 手数料は、当社所定の方法により専用キットの送付を依頼し、当社が利用を承諾した時点で、料金後納契約に定めるところにより請求します。
- 3 手数料には、消費税及び地方消費税が加算されるものとします。この場合において、手数料の計算に当たっては、1箱ごとに消費税及び地方消費税を加算するものとし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。
- 4 ゆうパックの運送に関する運賃等の支払方法等については、ゆうパック約款等及び料金後納契約に定めるところによります。
- 5 前項の規定にかかわらず、当社は、書面によりゆうパックの運送に関する運賃等の支払方法等を定めることがあります。この場合においては、当該書面の定めをゆうパック約款等の定め優先して適用します。

第13条（延滞利息）

利用者が当社に支払うべき手数料について、支払期日を経過してもなお支払わない場合の延滞利息は、料金後納契約の定めに基づいて取り扱うものとします。なお、手数料は料金後納契約にいう支払うべき料金等を含むものとします。

第14条（申込内容の変更）

- 1 利用者は、第5条により提出した申込書の内容に変更が生じるときは、その20日前までに、当社所定の変更事項届出書を最寄りの集配を受け持つ郵便局又は当社が指定する社員に提出します。
- 2 前項の変更事項届出書が提出されなかったことに起因して生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第15条（解約）

- 1 利用者及び当社は、2か月前までに書面により相手方に対し通知することにより、利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
- 2 前項の規定により利用契約の全部又は一部を解約した当事者は、当該解約により相手方に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

第16条（解除）

- 1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、利用者への事前の催告なしに、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 本規約又はゆうパック約款等に違反したとき。
 - (2) 申込書又は前条の変更事項届出書に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 第5条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (4) 監督官庁等により営業の取消し又は停止等の処分を受けたとき。
 - (5) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは租税滞納処分を受け、又は競売若しくは強制執行の申立てを受けたとき。
 - (6) 会社更生、民事再生若しくは特別清算の開始又は破産の申立てがあったとき。
 - (7) その他本サービスの利用者として不適切であると当社が判断したとき。
- 2 前項の規定により当社が利用者との利用契約の全部又は一部を解除した場合には、利用者は、全ての期限の利

益を喪失し、当社に対する債務を直ちに履行しなければなりません。

- 3 利用者が第1項各号のいずれかに該当したことに起因して当社に損害が生じた場合には、当社は、これらの規定により利用契約の解除をするか否かにかかわらず、当該損害の賠償を利用者に請求できるものとします。

第17条（当然終了）

- 1 利用者は、利用契約の申込みにおいて当社に通知した料金後納契約が終了したとき、当然に利用契約が終了することを異議なく承諾します。
- 2 前項の規定により利用契約が終了した場合には、利用者は、全ての期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに履行しなければなりません。
- 3 第1項の規定により利用契約が終了したことに起因して当社に損害が生じた場合には、当社は、当該損害の賠償を利用者に請求できるものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいいます。以下この条において同じ。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときは、その全てを含む。第3項及び第4項において同じ。）若しくはその役員等が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下この項において「暴力団等」といいます。）であること。
 - (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 前項第1号の規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
 - (1) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含みます。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
 - (2) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
 - (3) 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。
 - (4) 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
 - (5) 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
 - (7) 特殊知能暴力集団等 第1号から前号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その

- 威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。
- 3 利用者は、自己若しくは自己の役員等又は自己の委託先若しくはその役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 当社は、利用者若しくは利用者の役員等又は利用者の委託先若しくはその役員等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、若しくは第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は報道等により該当又は判明する蓋然性が高いと一般に認められる場合には、利用者に対して何らの催告を要しないで、損害等の賠償等をする事なく、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 5 前項の規定により当社が利用者との利用契約の全部又は一部を解除した場合には、利用者は、全ての期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに履行しなければなりません。
- 6 利用者が第1項各号のいずれかに該当し、又は前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことに起因して当社に損害が生じた場合には、当社は、これらの規定により利用契約の解除をするか否かにかかわらず、当該損害の賠償を利用者に請求できるものとします。

第19条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、利用契約に基づく自己の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとします。

第20条（再委託）

当社は、本サービスに関連する業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。この場合において、当社は、当該第三者の行為について、本規約に基づき、利用者に対する責任を負います。

第21条（引受制限荷物等に関する特則）

ゆうパック約款第25条第2項の規定は、収納禁止物品が機密文書箱に収納されている場合について準用します。

第22条（損害賠償）

- 1 当社は、ゆうパック約款等及び本規約の規定に基づき引き受けたゆうパックである機密文書箱の滅失又は毀損により、個人情報、顧客情報等の機密情報が漏えいし、利用者へ損害を与えた場合は、当社の規定する補償内容及び限度額の範囲内でその損害を賠償します。
- 2 前項に規定する補償内容及び限度額は、本サービスの利用申込みの際に、利用者へ説明するものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、運送に関する損害賠償については、ゆうパック約款等の規定によるものとします。

第23条（利用者の賠償責任）

- 1 ゆうパック約款第31条の規定は、収納禁止物品が機密文書箱に収納されていることにより利用者が当社へ与えた損害について準用します。
- 2 前項に規定するほか、利用者が本規約に反する行為又は不正若しくは違法な行為によって当社に損害等を与え

た場合には、これを賠償する責任を負うものとします。

第24条（免責）

当社は、本サービスの利用に関し、次の各号に掲げる事由により利用者又は第三者に生じた損害については、一切の責任を負いません。

- (1) 当社の責めに帰すことのできない事由
- (2) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災及び非常の災害
- (3) 法令又は公権力の発動による差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し等
- (4) 専用ラベルの記載過誤その他利用者又はゆうパックの荷受人の故意又は過失

第25条（秘密保持）

1 当社及び利用者は、本サービスの提供又は利用に関して知り得た相手方の秘密情報（当社又は利用者の技術上、営業上その他一切の有用な情報又は個人情報を含みます。）を、本サービスの提供又は利用以外の目的で利用し、若しくは第三者に開示し、又は漏えいしないものとします。ただし、次に掲げる場合には、第三者に開示することを妨げないものとします。

- (1) 法令、裁判所の決定若しくは命令又は行政官庁の要請により必要とされる場合
- (2) 弁護士、会計士、税理士その他の外部専門家に対し、利用契約上の権利及び義務の行使に必要な範囲で開示する場合
- (3) 相手方の事前の書面による承諾を得た場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報（個人情報を除く。）は、秘密情報に該当しないものとします。

- (1) 公知の事項又は知得した当事者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (2) 相手方による開示前に、自ら知得し、又は正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段によって入手した情報
- (3) 本サービスの提供又は利用と無関係に当事者が独自に開発した情報

3 本条の規定は、利用契約の終了後においても有効とします。

第26条（個人情報保護等）

1 当社は、本サービスに関して個人情報を取り扱う際は、当社のプライバシーポリシーを遵守します。

2 当社は、本サービスに関連する業務を第三者に委託する場合は、当該第三者に対し所要の守秘義務を課すものとします。

※ 当社のプライバシーポリシーは、当社の日本郵便株式会社 Web サイトに掲載しております。

(<https://www.post.japanpost.jp/privacy.html>)

第27条（雑則）

1 ゆうパックの取扱いに関し、本規約に定めのない事項は、ゆうパック約款等によります。

2 本規約及びゆうパック約款等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、利用者及び当社の双方が誠意をもって協議し、解決するものとします。

3 本サービスに関し、利用者とうゆうパックの荷受人その他の第三者との間に疑義又は争いが生じた場合は、利用者と当該第三者との間で解決するものとし、当社は一切の責任又は負担を負わないものとします。

第28条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本国内において適用される法令とします。

第29条（管轄裁判所）

本規約に関し、利用者と当社との間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

2018年3月8日 制定・実施

2025年4月1日 改正

2026年4月1日 改正